

10月8日(日)実施「けやき並木ナイトテラス」キッチンカー出店募集要項

【背景と目的】

けやき並木通りにおきまして、夜間に「けやき並木ナイトテラス」としてイス、テーブル、キッチンカーの設置を行います。

来場者の方々により心地よく利用していただけるよう、キッチンカーの募集を行います。多くの事業者の方の応募をお待ちしています。

【出店要件】

市内に事業所がある、キッチンカー事業者/移動販売事業者

※飲食店営業(自動車)、喫茶店営業(自動車)、菓子製造業(自動車)、食料品等販売業(自動車)の許可を得ている事業者

【出店募集日時】

令和5年10月8日(日) 17時30分～22時00分 出店区画は最大3区画です。

※キッチンカー車外での販売はできません。

※雨天中止となります。

【当日の流れ(予定)】

17時30分	キッチンカー入場開始
17時40分	キッチンカー入場完了後、準備出来次第営業開始
22時00分	営業終了
22時45分	キッチンカー退場完了
23時00分	交通規制終了

【設営・撤収・営業時間】

当日は、17時30分から17時40分までの間に、けやき並木通り北側より、スタッフの誘導に従って進入してください。準備が整い次第、営業を開始いただくことができます。営業時間は22時まで、22時45分までに退場(厳守)をお願いいたします。なお、途中退場することはできません。

※当日のけやき並木通りは、**23時まで車両通行止め**となります。出店いただくキッチンカーについてはあらかじめ警察に通行許可申請を行いますが、進入・退場の時間は厳守をお願いいたします。

【出店料】

市内事業者 1区画 4,000円(税込)

※お支払は、当日現金払いでお願いします。その場で領収証を発行します。

※イベントが中止となった場合は、出店料はいただきません。

【酒類販売について】

酒類の販売を行うことができます。ソフトドリンクも含め、銘柄や価格等の制限はございません。キッチンカー内での販売に限ります。車外での販売は行わないでください。

なお、キッチンカー3区画とは別に、クラフトビールの販売ブースが出店の予定です。

【申込方法】

ホームページに記載の専用申込フォームに必要事項を入力し送信のうえ、次の提出書類をメールにてまちづくり府中へご提出ください。(E-mail machidukurifuchu@gmail.com)

また、本要項内「反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約」をよくお読みください。

〈提出書類〉 ※カメラで撮影したものでも可ですが、鮮明なものをご提出ください。

- ・営業許可証の写し
- ・運転免許証の写し
- ・自動車検査証(車検証)の写し または 自動車検査証記録事項の写し

※けやき並木通りの通行許可申請を警察に行うために必要です。書類に不備がある場合は、出店いただくことができませんのでご注意ください

- ・店舗紹介写真(まちづくり府中ホームページにて店舗紹介に使用いたします)

【申込締切】

令和5年9月24日(日)まで

この日までに、申込フォームへの送信と、メールによる書類提出を完了してください。

【出店の審査等】

お申込みいただいた後、出店要件を満たしていない場合や書類に不備がある場合等は、出店いただけない場合がございます。

【出店可否のご連絡】 ※各手続きの状況により日程が遅れる場合があります

令和5年9月27日(水)頃

【注意事項】

- ・出店場所については、こちらで指定させていただきますのでご了承ください。出店位置に関してのご希望は一切お受けできません。
- ・備品の貸し出しは行いません。
- ・排煙、臭気、振動、大音量を伴うものや、公序良俗に反するものや法令違反の商品や製品は持込めません。
- ・アレルギーへの対処(材料の把握とアレルギー表示)を徹底し、損害賠償保険等に加入するようにお願いします。
- ・販売する「商品の名称」「価格」がお客様から一目でわかるように、POP(キャッチコピーや商品の説明)などの表示を行ってください。価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。

- ・発電機またはを使用する場合は、申込フォームの該当欄に記載してください。発電機を使用する場合は発電機 1 台につき、消火器 1 台を備え付けてください。
- ・商品、現金の管理は、出店者の責任にて管理してください。販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとします。
- ・ストックヤードはありません。在庫の保管は車内で行ってください。
- ・周囲に対して美観を損ねる、その他、風紀を乱す行為はお断りします。
- ・出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、全て出店者が用意し、その費用をご負担いただきます。

【飲食店の衛生管理など】

- ・加工食品の販売や会場内での調理には、保健所の許認可届け出が必要な場合がありますので、出店者の責任において各種法令を確認の上、必要に応じ取得してください。
- ・出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・会場内において、保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。
- ・万一、飲食販売行為に関連して、事故や苦情が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。

【守っていただく事項】

本要項及び以下の内容に違反し、係員の指示に従わない場合、退場していただく場合がございます。事務局の判断により退場していただいた場合には、営業保証はいたしませんのでご了承下さい。また、今後の出店をお断りさせていただくことがあります。

- ・食品衛生に関する保健所、事務局の指示を守ること。
- ・営業中に飲酒をしないこと。
- ・開催場所での喫煙をしないこと。
- ・交通規制に伴い主催者の指示に従うこと。
- ・他出店者やお客様に迷惑をかけること。
- ・申込書と同じ販売内容であること。
- ・申込者(代表者)以外の方に出店の権利を又貸ししないこと。(必要に応じて、当日、主催者より身分を証明するものの提示を求める場合があります)
- ・販売については、キッチンカー内で行うこと。区画外での販売行為は、厳禁とします。
- ・その他、主催者や係員の指示に従うこと。

【その他事項】

◆悪天候等による中止について

雨天中止となります。この場合、出店料はいただきません。ただし、損失補填は行いません。あらかじめご了承ください。

■悪天候等が前日以前から予想される場合

開催前日の10月7日(土)17:00 に開催の可否を決定します。中止の場合のみ、まちづくり府中より各出店者へメールで連絡します。ただし、明らかに悪天候等が予想される場合などは、より早い時点で中止を決

定する場合があります。

■10月7日(土)17:00 時点で開催可否の判断がつかない場合(翌日、小雨の予報である場合など)

この場合、10月7日(土)17:00 過ぎに各出店者へ一度メールでご連絡いたします。10月8日(日)12:00 までに開催の可否を判断し、開催するか否かに関わらず各出店者へ連絡します。

■当日急きょ中止する場合

当日の急な悪天候、天災等による中止は、決定した時点で速やかに各出店者連絡先へ連絡します。

◆出店キャンセルについて

・出店決定後のキャンセルにつきましては、原則お受けできません。

◆ごみ、清掃について

・出店の際に出るゴミは店舗ごとにお持ち帰りいただきます。また、飲食後の販売物のゴミについても、各店舗で回収・お持ち帰りをお願いします。

・清掃用具を持参し、廃棄物や小間内及び周辺部のゴミは責任を持ってお持ち帰り下さい。

◆事故・トラブル・賠償等について

・飲食販売出店者は出店及び食品・販売行為に関連して発生した事故、苦情に対して全ての賠償責任を負っていただきます。

・施設に損傷等を与えた場合には、原状回復のための費用を頂きます。

・売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、(一社)まちづくり府中は一切の責任を負いません。

・クレームやトラブルがあった際には、(一社)まちづくり府中に速やかに報告してください。

◆保険について

・事務局で、来場者について傷害保険に加入します。出店者につきましては、各自賠償責任保険にご加入ください。

◆記録写真の使用について

・開催当日、参加各店の写真を撮影します。撮影した写真は、HPや広報等で使用する場合があります。

◆イベント実施後のアンケート回答について

・イベント実施後、メールにて売上報告及びアンケートについてご案内いたします。ご回答をお願いします。

◆個人情報について

・出店申込者等からご提供いただいた個人情報については、当イベント及びまちづくり府中が主催するイベント等への出店案内にかかる利用目的以外には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。また利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【主催および問合せ先】

一般社団法人まちづくり府中

〒183-0022 東京都府中市宮西町 2-8-3 野口ビル 2 階

TEL 042-370-1960 (平日 9:00～17:30)

E-mail machidukurifuchu@gmail.com

「けやき並木通りナイトテラス」

反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

- 1 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 - （1）暴力団
 - （2）暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - （3）暴力団準構成員
 - （4）暴力団関係企業
 - （5）総会屋等
 - （6）社会運動等標ぼうゴロ
 - （7）特殊知能暴力集団等
 - （8）その他前各号に準ずる者及び団体

- 2 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - （1）反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 - （2）反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 - （3）反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - （5）役職員又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

- 3 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為

- 4 私（個人・法人・団体）は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、「けやき並木通りナイトテラス」への出店停止・拒絶を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴法人が専門機関（府中警察）に照会することについて同意します。